

令和4年度沖縄地方最低賃金審議会  
第2回運営小委員会議事要旨

1 開催日時 令和4年8月5日(金) 14:00～14:50

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室 (2階)

3 出席者

公益代表委員 3名(島袋秀勝、岩橋培樹、西村オリエ 敬称略)

労働者代表委員 3名(鎌田健嗣、石川修治、照喜名朝和 敬称略)

使用者代表委員 3名(比嘉華奈江、新垣朝雄、田端一雄 敬称略)

4 議題

(1) 沖縄県新聞業最低賃金ほか3業種に係る改正の必要性の有無について

参考人意見聴取

使用者意見概要書

産業別最低賃金改正決定の必要性の有無についての検討

(2) その他(委員会報告の作成)

5 議事要旨

(1) 沖縄県新聞業最低賃金ほか3業種に係る改正の必要性の有無について

労働者側推薦参考人から意見聴取が行われた。使用者側は推薦がなく意見聴取は行われなかった。

事務局から、第1回運営小委員会で配布済みの沖縄県新聞業外3業種の特定(産業別)最低賃金の改正に係る労働者側の考え方、使用者側意見概要書の内容説明を行い、各委員が審議を行った結果、今年度については、新聞業は全会一致での審議入りの必要性が認められ、改正の必要性ありとされ、外3業種は全会一致の意見は得られず、改正の必要性ありとの結論に達しなかった、との小委員会報告のとりまとめが決議された。

(2) その他(委員会報告書の作成)

上記(1)の結果を踏まえて運営小委員会報告書の作成、確認が行われ、第3回沖縄地方最低賃金審議会(本審)に報告することとされた。

以上



沖地最審小第3号  
令和4年8月5日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会  
委員長 島袋 秀勝

沖縄県新聞業最低賃金外3業種の特定（産業別）最低賃金改正  
決定の必要性の有無について（報告書）

当委員会は、令和4年7月29日に、沖縄地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、沖縄県新聞業最低賃金の改正決定については、改正決定をすることを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

また、その他の下記の特定期（産業別）最低賃金については、全会一致に至らなかったため必要ありとすることはできないとの結論に達したので併せて報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、別紙のとおりである。

#### 記

- 1 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金
- 2 沖縄県各種商品小売業最低賃金
- 3 沖縄県糖類製造業最低賃金

公益代表委員

委員長 島袋 秀勝  
委員長代理 西村 オリエ  
岩橋 培樹

弁護士  
弁護士  
琉球大学国際地域創造学部教授

労働者代表委員

石川 修治  
鎌田 健嗣  
照喜名 朝和

連合沖縄副事務局長  
UA ゼンセン沖縄県支部長  
沖縄電力関連産業労組総連合  
副事務局長

使用者代表委員

新垣 朝雄  
田端 一雄  
比嘉 華奈江

那覇商工会議所中小企業相談部次長  
沖縄県経営者協会専務理事  
株式会社Life is Love 代表取締役